

南九州市告示第104号

南九州市特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する要領を次のように定めた。

令和8年4月16日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する要領

南九州市特別融資制度推進会議設置要領（平成23年南九州市告示第186号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項第2号イ中「迅速に文書（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を送付する。」を「，迅速に，原則として電磁的記録（電子的方式，磁気的方式の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により文書を送付し，これらの構成機関は，3営業日以内に，認定に係る意見の有無を回答する。」に改め，同条第9項中「第3の7」を「第3の8」に改め，同項を同条第10項とし，同条第8項中「速やかに」を「3営業日以内に，原則として電磁的記録により」に改め，同項第1号中「事項」の次に「（事務局及び受任融資機関から助成地方公共団体に既に報告されたものを除く。）」を加え，同項第2号中「事項」の次に「（事務局及び受任融資機関からその他の機関に既に報告されたものを除く。）」を加え，同項を同条第9項とし，同条第7項を第8項とし，同項を次のように改める。

8 受任融資機関が認定等に関する事務を行った場合には，当該融資機関は，事務局に対し適時に，認定等に関する事務を行った借入希望者の氏名，住所その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項（既に報告した事項を除く。）を原則として電磁的記録により報告する。

第5条第6項の次に次の1項を加える。

7 認定農業者（農業経営改善計画（基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画，酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画をいう。8を除き，以下同じ。）の認定を受けた者をいう。）であることを貸付要件とする資

金の貸付けにあつては、第5項第1号の規定により委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関」という。）が認定等に関する事務を行う場合であつて、かつ、当該資金の貸付けが農業経営改善計画を達成するために必要な事業に対するものであるか疑義がある場合には、当該受任融資機関は、認定等に関する事務を行う前に、農業経営改善計画の変更の要否について農業経営改善計画の認定を行った市町村等に確認することとし、当該市町村等は、速やかに、確認した結果を当該受任融資機関に回答する。なお、「農業経営改善計画を達成するために必要な事業に対するものであるか疑義がある場合」とは、次のアからオまでに掲げる場合をいう。

- ア 申請者名（個人の場合は氏名，法人の場合は法人名）に変更がある場合
- イ 融資対象事業に係る営農類型（目標）にチェックがない場合
- ウ 認定を受けた市町村等での事業を止める場合
- エ 農業経営改善計画の目標年度における経営改善資金計画の所得が農業経営改善計画の目標所得よりも低い場合
- オ その他経営改善資金計画に記載の事業が農業経営の改善に関する目標の達成に必要な措置と判断できない場合など融資機関が必要と認めた場合

第6条後段中「経営改善基本要綱等に定める「個人情報」の取扱いに関する同意書」における借入希望者の同意内容を遵守し、同意を得ていない「提供先」への情報の提供や「情報の種類」を「借入希望者が情報の提供先として望まない構成機関又は提供されることを望まない情報の種類がある場合は、借入希望者が望まない提供先への情報の提供や提供を望まない情報の種類」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。